

平成十二年総理府令第九十九号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする環境省の職員
の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第六十号）の施行に伴い、及び化学物質の審査
及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）第三十三条第三項の規定を実施す
るため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする環境省の職
員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令を次のように定める。

環境大臣がその職員に携帯させる化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四十四条第
四項の証明書は、別記様式によるものとする。

附 則

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十
三年一月六日）から施行する。

附 則

（平成一六年三月一八日環境省令第三号）
この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則

（平成二二年四月一日環境省令第七号）
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十三
年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の別記様式により調製した証明書は、
この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする環境省の職員
の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（別記様式）

別記様式

表
12センチメートル

<p>第 号</p> <p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第44条第1項から第3項までの規定による立入検査を行う職員の身分証明書</p> <p>職名 氏名</p> <p>年 月 日生 年 月 日発行 年 月 日限り有効</p> <p>環境大臣 印</p>	<p>写</p> <p>真</p>
---	-------------------

裏

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律抜すい

<p>第44条（立入検査等） 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、 第三十三条第一項第四号から第六号の事務所 その他の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他 の物件を検査し、必要最小限の分量に限り化学 物質を収去することができる。この法律の施行に 必要の原状において、それは、その職目に 関し、許可製造業者若しくは許可輸入業者、第一種 化学物質製造事業者又は第三十三条第一項の事 務所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査し、 必要最小限の分量に限り化学物質を収去する ことができる。</p> <p>第45条（職務） 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度に おいて、その職員に第三十三条に規定する省令 事務所その他の事務所に立ち入り、帳簿、書類 その他の物件を検査し、必要最小限の分量に 限り化学物質を収去するよう職員に立ち入り その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示 しなければならない。</p>	<p>第9条（罰） 第三十三条第三項までの規定による立入検 査、質問及び収去の権限は、乱暴捜査のため に認められたものと解してはならない。 第六十条（罰） 次の各号のいずれかに該当する者は、 三〇万円以下の罰金に処する。 一、（略） 二、第四十四条第一項から第三項までの規定によ る検査若しくは収去を妨害し、若しくは 忌避し、又はこれらの規定による質問に対 して虚偽を述べ、若しくは虚偽の署名をした者 第六十一条（罰） 法人の代表者又は法人若しくは人の 代理人、役員その他の役員が、その法人 又は人の業務に関し、次の各号に掲げる度 の違反行為をしたときは、行為者を罰する ほか、その法人若しくは当該行為者を罰す るに代り、その法人若しくは各本条の罰金を科 する。 一、（略） 二、第五十八条第三号、第五十九条又は前条、各本 条の罰金刑</p>
--	---